

長崎県入札監視委員会
意見及び報告書

平成20年3月

長崎県入札監視委員会

長崎県入札監視委員会からの知事報告

長崎県におかれては、平成13年度から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び平成17年度から施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品質確保法」)に基づき、建設工事入札契約制度の改善を図られ、その抜本的な改正に取り組まれてきたところであります。このため、県発注工事の入札においては、透明性、公正性及び競争性はかなり向上してきたと思われま

す。また、品質確保法に基づく種々の施策を講じられ、工事品質の確保と優良な建設業者の育成において一定の成果を上げられております。

一方、建設市場における建設投資と建設業者数のバランスが崩れた状況は変わらず、入札参加者間の受注競争の激化による低価格での落札傾向が続いており、工事品質や施工上の安全性の確保、また下請負人の保護などがさらに重要な課題となっております。

当委員会は平成19年度は2回の定例会議と3回の随時会議を開催し、談合情報が寄せられた案件や入札結果に不自然さがみられる案件などを中心に抽出し、発注機関職員の対応、談合が起こりにくい入札制度のあり方などを含め審議を行いました。

その結果、全体的には適正な入札が執行され、入札結果に不自然さがみられる案件への対応については、発注機関の職員の意識改革も徐々に図られつつあると評価されるものの、談合情報などに対する対応については、なお一層改善を図る必要があると考えております。

また、昨年8月に実施した、三重県入札等監視委員会の視察については、本県の入札契約制度や本委員会の今後の活動の在り方について大いに参考となったところであります。

昨年12月21日、「長崎県公共調達システム改革工程表」が策定され、平成18年12月18日に全国知事会が取りまとめた「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」(以下、「知事会指針」という。)に沿った入札契約制度の実現に向けた取り組みを始められたところですが、当委員会としては、今後とも長崎県が透明性の高い、公正で適正な入札事務に取り組まれ、入札及び契約制度の維持改善に努められますことを要望し、次のとおり提言します。

1. 公共工事の入札及び契約事務の執行の適正化について

発注機関職員のコンプライアンスの徹底

入札及び契約の適正化と談合防止に関連した諸法令及び談合など不正行為の事例について、入札を執行する職員はもとより、関係職員の理解を深めるための教育や研修を行うなど、入札及び契約事務の適正な執行に努めるとともに、法令遵守や談合防止についての意識改革に、より一層努力すること。

予定価格の適正性の確保

通信設備工事などは、民間企業技術の進歩が著しく、標準歩掛などでは予定価格を算出することが困難である。しかも、工事の発注段階において、工事目的物引き渡し後に生じる保守点検(維持管理)のコストも考慮しておく必要がある。

そこで、このような工事については、積算担当職員に対する研修の実施と適切な入札契約手続手法の検討などから予定価格の適正化に努め、設計と施工を一括した発注方式の活用も検討すること。

入札談合への取り組みの強化

談合情報に対する実効性ある取り組みとして、談合情報が寄せられた場合における聞き取り調査等の対応を形式的なものにせず、当該発注機関以外のものによる調査の実施も視野に入れた長崎県談合情報対応マニュアルの見直しを行い、談合防止に向けたより実効性のある制度を検討すること。

また、入札談合に係る違法・不正行為を行った場合のペナルティの強化として、知事会指針の規定以上の指名停止期間の延長、違約金特約の額の引き上げを検討すること。

指名競争入札における入札者が1者の場合の取り扱い

指名競争入札において入札者が1者であった場合には、入札をやり直す等の対応を検討すること。

2. 公正な競争の促進について

一般競争入札の拡大

知事会指針には、1千万円以上の工事について、原則として一般競争入札によることとされており、当委員会も本県が現在試行導入している1千万円以上1億円未満の一般競争入札を本格導入に移行するようかねてより具申してきているところである。

早期に、1千万円以上の工事については、原則一般競争入札とすること。

電子入札の拡大

一般競争入札の拡大に併せ、電子入札の適用範囲も拡大すること。

総合評価方式の拡充

平成16年度より試行導入されている総合評価落札方式を積極的に活用し、その対象案件の拡大に努めること。なお、拡大の際には、価格以外の評価対象をよく研究・検証し、かつ発注機関としての客観性を維持し、入札の透明性・公正性を確保すること。

3. 工物品質の確保について

工事の品質や安全性、下請負人などへの影響が懸念される低価格受注に対する対策を講じるとともに、品質確保法に基づく監理・監督・検査体制の一層の充実を図り、工物品質の確保に努めること。

4. 不良不適格業者排除対策について

本県では、現場点検Gメン、営業所立入調査事業を実施され、一定の成果を上げておられるので、引き続き、その調査結果を活用し、不良不適格業者の排除対策を一層進めること。

5. 入札事務及び委員会の庶務担当部局について

知事会指針には、入札事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専担組織において一括して行うことが提言されているので、本県においてもその実現性について検討を行うとともに、本委員会の庶務を当該専担組織へ設置すること。

6 . 長崎県と市町相互連携により入札契約制度改革へ取り組む体制づくりについて

入札契約制度改革をより強力に、かつ、効果的に進めるため、県と市町が相互連携して一般競争入札及び電子入札の導入並びに拡大、総合評価方式の拡充等の新しい入札制度に対応する体制を構築するよう努めること。

平成20年 3月17日

長崎県入札監視委員会
委員長 横田 貞三

長崎県知事 金子 原二郎 様

(別記)

平成19年度第1回長崎県入札監視委員会

1. 開催日 平成19年8月3日(金)

2. 委員会の審議内容

入札実施状況の報告

平成19年1月から6月までの間に長崎県において実施した建設
工事の入札 953件

(一般競争入札126件、簡易工事応募型指名競争入札0件、
抽選型指名競争入札26件、指名競争入札801件)

指名停止の状況説明

平成19年1月22日から平成19年7月18日までの指名停止
121件について状況説明

抽出事案

平成18年10月から12月までの間に実施した入札のうち、5
件について審議を行った。

事案審議について

談合情報が寄せられた案件や、1社を除いて予定価格を超過して
いる案件や1社を除いて最低制限価格を下回っている案件など、入
札結果に不自然さがある案件については、発注機関において調査を
行っているが、2件の案件において調査が不十分であり、不自然さ
が払拭されていないため再調査を依頼した。

平成19年度第2回長崎県入札監視委員会

1. 開催日 平成20年2月8日(金)

2. 委員会の審議内容

入札実施状況の報告

平成19年7月から12月までの間に長崎県において実施した建設工事の入札 1,364件

(一般競争入札267件、簡易工事応募型指名競争入札0件、
抽選型指名競争入札16件、指名競争入札1,081件)

指名停止の状況説明

平成19年7月19日から平成20年1月15日までの指名停止60件について状況説明

抽出事案

平成19年1月から6月に実施した入札のうち、4件について審議を行った。

事案審議について

抽出事案中、談合情報が寄せられた案件の情報の入手方法、内容とその後の対応について質問した。

平成19年度における随時会議の開催状況

1. 開催日 平成19年 4月24日(火)

協議事項：委員長及び委員長代理の決定並びに平成19・20年度における入札監視委員会定例会議の審議方法について

2. 開催日 平成19年 8月 1日(水)

協議事項：三重県入札等監視委員会視察

- 1) 「入札改革フォーラム三重」の聴講
- 2) 「三重県入札等監視委員会」の運営状況
- 3) 三重県における入札・契約制度の状況

3. 開催日 平成19年10月12日(金)

協議事項：再調査事案の審議について

参 考 資 料

- 1 . 長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 設 置 要 綱
- 2 . 長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 委 員 名 簿

長 崎 県 入 札 監 視 委 員 会 設 置 要 綱

(目的)

第 1 条 長崎県が発注する工事に関し、入札事務等における公正の確保と透明性の向上を図るため、長崎県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 長崎県が入札、発注を行った工事の中から委員会が抽出したものに
関し、入札参加資格の設定及び指名の理由及び経緯について調査審議
を行う。
- (2) 前号に規定する事務を行うほか、調査審議の過程において、入札結
果に不自然さ等を認めた場合は、入札執行者に対し、入札結果に関す
る入札参加者への聴き取り調査及びその結果の報告を求める。
- (3) 前号の場合において、委員会がその報告に関して疑義があると判断
した場合は、入札執行者に対し指摘事項の改善等の措置を講じるよう
求めるとともに、指摘事項が入札談合に関するものについては、長崎
県談合情報等対応マニュアルに基づき公正取引委員会に通知するよう
具申する。
- (4) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、意見の具申を
行う。なお、入札及び契約制度の改善に関するものは第 5 条によるも
のとする。
- (5) 一般競争入札において競争参加資格がないと認めた理由及び指名競
争入札における非指名理由等に係る再苦情について審議を行う。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事等からの依頼による案件等につい
て調査審議を行う。

(委員会の委員及び組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

- 2 委員は、公共工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、
公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会は、「定例会議」と「随時会議」で構成する。
- 4 第2条の事務に係る「定例会議」は、原則として、年間2回開催する。
- 5 委員長は、必要なときは、「随時会議」を必要に応じ開催する。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会の審議は、特に理由がある場合を除き公開を原則とする。なお、委員会における議事の概要は、会議終了後速やかに公表するものとする。この場合において、公表の方法は、記者発表等により行うものとする。

(長崎県建設工事入札手続等検討委員会との連携について)

第5条 入札事務等の透明性及び公正性並びに競争性の向上を図るため、長崎県建設工事入札手続等検討委員会（以下「検討委員会」という。）と次に掲げる事務について連携を図るものとする。

- (1) 検討委員会が行う入札及び契約制度の改善（軽微なものを除く）については、中間報告を受けるとともに、必要に応じ意見等を具申する。
- (2) 検討委員会において決定された事項については報告を受けるとする。
- (3) その他、委員会は必要と認めたときはその都度検討委員会に対し意見を具申することができる。

(意見の具申又は報告)

第6条 委員会は、第2条各号の事務に関し審議を行い、年に1度、審議状況を知事に報告するものとする。

2 委員会は第2条各号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、知事に対して意見の具申を行うことができる。

3 委員会は、意見の具申を行った場合、改善等の状況についての報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る事項の審議に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部建設企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

長崎県入札監視委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 業	備 考
経 済 分 野	横 田 貞 三 (長崎市)	経 済 同 友 会 会 員	委 員 長
	谷 川 善 隆 (佐世保市)	税 理 士	
法 律 分 野	梅 本 義 信 (長崎市)	弁 護 士	委 員 長 代 理
技 術 分 野	原 田 哲 夫 (長崎市)	長 崎 大 学 工 学 部 教 授	
学 識 経 験 者	浦 川 勝 (長崎市)		委 員 長 代 理
	泉 田 正 一 (長崎市)		公 募 委 員
	梅 崎 薫 (福岡市)		
	筒 井 淳 (時津町)		
	井 田 洋 子 (長崎市)	長 崎 大 学 経 済 学 部 准 教 授	